

1

2

3

4 淡海ユニバーサルデザイン行動指針 改定版
5 (素案)

6

1

2 淡海ユニバーサルデザイン行動指針(改定版)

3

4

5 はじめに～ユニバーサルデザインとは～

- 6 1 ユニバーサルデザインとは
7 2 バリアフリーとの違い

8 第1章 基本的な考え方

- 9 1 指針改定の趣旨
10 2 指針の位置づけ・性格
11 3 指針の改定にかかる背景
12 4 指針の期間・推進体制

14

15 第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

- 16 1 基本理念
17 2 基本方針
18 3 基本姿勢

19 第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

- 20 1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン
21 2 だれもが暮らしやすいまちづくり
22 3 だれもが使いやすいものづくり
23 4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

24 第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

- 25 1 県の役割
26 2 市町に期待される役割
27 3 県民に期待される役割
28 4 事業者に期待される役割
29 5 民間団体に期待される役割

はじめに～ユニバーサルデザインとは～

1 ユニバーサルデザインとは

だれもが滋賀で“自分らしく”それぞれの「幸せ」を感じながら住みたくなる、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることができます。

このためには、年齢、性別、能力、言語など、多様な人々の違いを認め合い、一人ひとりが尊重され、その人らしく活躍できるとともに、互いに支え合い、だれ一人取り残さない社会であることが大切です。

ユニバーサルデザインとは、こうした社会を実現するために、すべての人が利用または参加することを前提として、できるだけ多くの人が使えるよう、また使いやすいように最初から考慮して、まち、もの、情報、サービスなどを計画し、実施するとともにその後もさらに良いものに変えていくという考え方です。

現実的には、「すべての人」に合わせることは難しいかもしれません。しかし、そうした場合でも状況に応じた代替案を考えるというように、ユニバーサルデザインの考え方には、目標に向けてより多くの人が参加し、より良いものにしていく取組の過程そのものや姿勢も重要なことと位置づけられています。

本県では、ユニバーサルデザインを県政推進の基本的な考え方の一つとして位置づけ、だれもが自分のこととして考え、みんなで取り組みます。

2 バリアフリーとの違い

「ユニバーサルデザイン」と比べられる考え方には「バリアフリー」があります。ユニバーサルデザインもバリアフリーも、だれもが快適で自由に行動できる社会を目指すという目標は共通しています。

バリアフリーは、主に高齢者や障害者の方々を対象として、日常生活や社会生活の今ある様々な障壁(バリア)を取り除いていくという考え方であり、段差解消のためのスロープやエレベーターの設置など、施設の改善をはじめとするいろいろな取組により、これまで行動しづらかった方々の社会参加のために一定の成果を上げています。障壁がある限り、この取組が重要であることに変わりはありません。

ユニバーサルデザインは、様々な人の特性や違いがあることを考慮し、はじめからすべての人が利用することや参加することを前提に計画・実施することにより、様々な障壁を作らないという考え方です。

ユニバーサルデザインの考え方の例



第1章 基本的な考え方

1 指針改定の趣旨

本県では、平成 17 年(2005 年)3月に淡海ユニバーサルデザイン行動指針を策定し、だれもが一人の人間として尊重され、安心して暮らせるユニバーサル社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

指針策定から 18 年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展、外国人住民の増加や多国籍化など社会情勢が急速に変化してきています。

また、この間、制度改正により障害の社会モデルが推進されるなど新たな概念や考え方を踏まえ、共生社会の実現に向けた指針に見直す必要があります。

令和7年(2025 年)に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会や大阪関西万博の開催を好機として捉え、社会全体に一層ユニバーサルデザインの推進を図るため、指針を改定することとしました。

2 指針の位置づけ・性格

<指針の位置づけ>

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年(1994 年)条例42号)に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するために、施策の方向やその他必要な事項に関する「指針」として策定します。

<指針の性格>

「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」は、ユニバーサルデザインの考え方を様々な場面で浸透させ、みんなの参加と協働による一体となった取組を主体的に進めるためのもので、次の2つの性格をもっています。

- ① 県においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、事業を実施するにあたっての基本的な考え方や方向性などを示した総合的な取組方針
- ② 市町、県民、事業者、民間団体にあっては、現状や課題、それぞれに期待される役割などについて、県と共通の理解、認識を持ち、連携してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドライン

3 指針の改定にかかる背景

滋賀県はこれまで平成 6 年(1994 年)に「住みよい福祉のまちづくり条例」の制定、平成 16 年(2004 年)に改正版となる「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづ

1 くり条例」の制定、平成 17 年(2005 年)に「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」の
2 策定と、条例や指針を定めてきました。しかし、策定から 18 年以上が経過し、下記の
3 とおり社会情勢は大きく変化してきました。

4

5 **(1) 制度や概念の変化**

6 障害者政策における大きな転換点は平成 18 年(2006 年)の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の国連採択です(日本は平成 26 年(2014 年)に批准している)。

7 障害を個人の心身機能にあるのではなく、社会にあるとする障害の社会モデルや
8 「私たち抜きに私たちのことを決めないで(Nothing about us, without us)」の
9 スローガンのもと障害当事者の参画など障害の有無によって分け隔てられることのな
10 いインクルーシブな社会づくりが提起されました。

11 これを受けて日本では「障害者基本法」の改正(平成 23 年(2011 年))、「障害者
12 差別解消法」の制定(平成 25 年(2013 年))など、国際的な動向に合わせて社会モ
13 デルを採用した障害者政策の整備がされてきました。また、平成 29 年(2017 年)に
14 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が策定され、国において心のバリアフリー
15 やユニバーサルデザインのまちづくりについての取組が推進されてきました。

16 本県においても、令和元年(2019 年)に「滋賀県障害者差別のない共生社会づく
17 り条例」が全面施行され、障害の社会モデルの考え方を踏まえ、合理的配慮の提供を
18 義務化することなどが規定されました。

19 なお、障害者差別解消法は令和3年(2021 年)に改正され、合理的配慮の提供の
20 義務化が民間事業者に拡大されましたが、滋賀県では当該条例において、事業者、
21 個人の義務化が先んじて実施されています。

22 そのほか、視覚障害者等の読書環境の整備を推進するための「読書バリアフリー
23 法」の施行(令和元年(2019 年))や障害者による情報の取得利用・意思疎通等を推
24 進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行(令和4
25 年(2022 年))などがあり、また、公共交通施設や建築物等のバリアフリー化を推進
26 する「バリアフリー法」の改正(令和 2 年(2020 年))では、新設する公立小中学校
27 が整備基準の義務対象となり、改正後の法令への対応が必要となっています。

28
29
30

【障害者権利条約】

● ユニバーサルデザイン(第2条抜粋)

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

● アクセシビリティ(第9条第1項抜粋)

締結国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。

3 (2) 社会的環境の変化

4 ① 少子高齢化の進展

5 滋賀県の人口は、令和2年(2020年)頃をピークに減少局面に入り、今後も減少していくことが見込まれています。令和3年(2021年)の本県の合計特殊出生率は 1.4
6 6で、全国 1.30を上回っています¹が、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持す
7 るための水準)である、おおむね 2.07を下回っており、出生数も減少傾向となっています²。
8 一方、65 歳以上人口は令和 27 年(2045 年)頃まで、一貫して増加すると予
9 測しています。

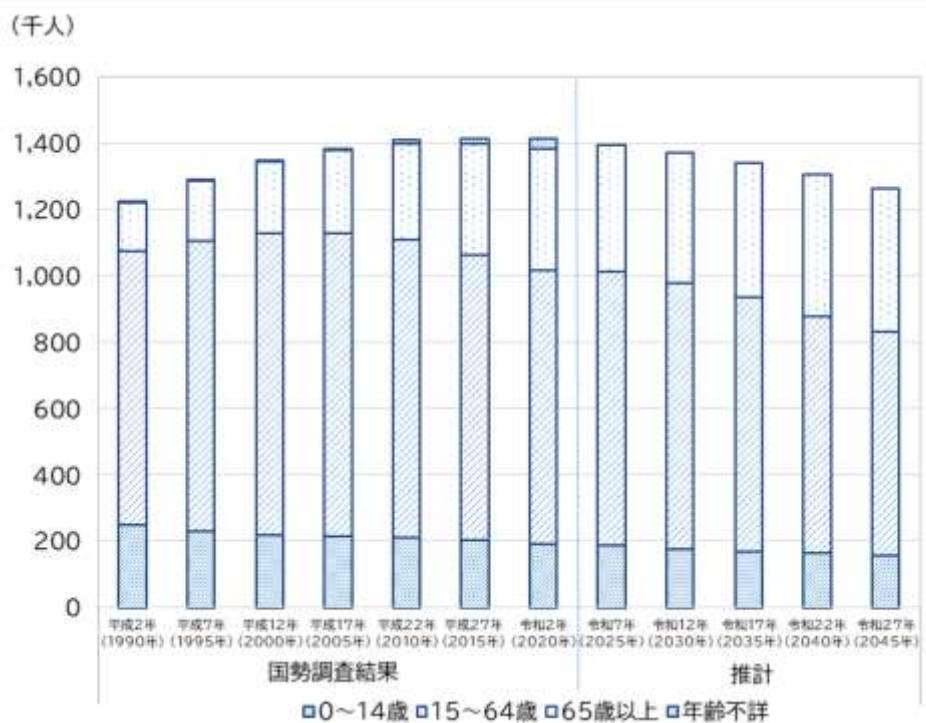
10 急速に少子高齢化が進む現在において、建物、製品、サービスや情報提供媒体等
11 にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、身体機能の低下により制約が多くなる
12 高齢者が安全で快適に暮らしていくことができる環境づくりや、子どもを安心して生
13 み育てることができる子育てしやすい環境づくりが必要とされています。

¹ 人口動態統計 厚生労働省 令和3年(2021年)

² 国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集(2020)

1

滋賀県の年齢(3区分)別人口の推移と将来推計³

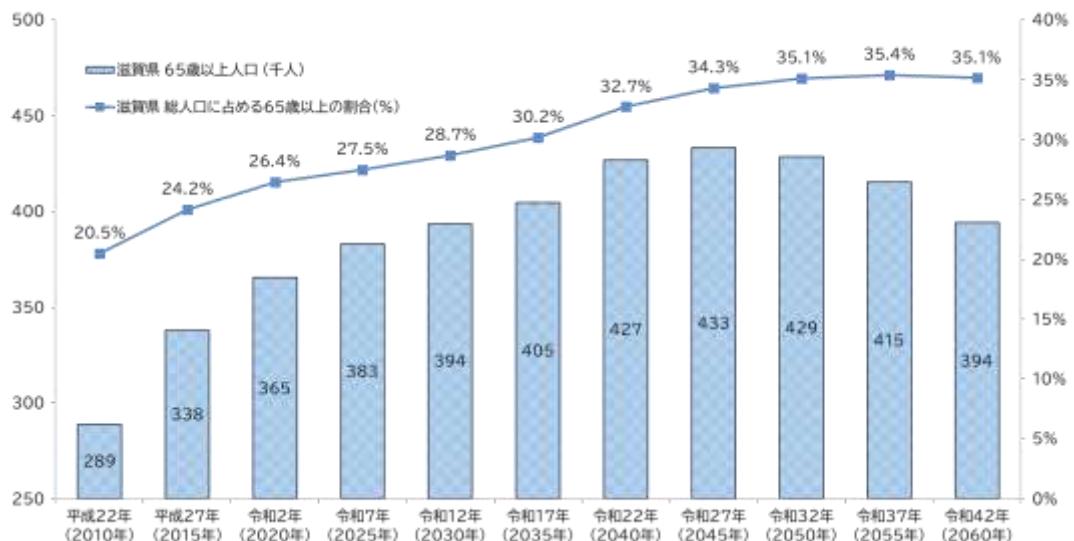


2

3

4

滋賀県の65歳以上人口および高齢化率の推移と将来推計⁴



5

6

7

8

3 出典:国勢調査(総務省)

　　国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年集計)」

4 出典:平成22年(2010年)、平成27年(2015年)、および令和2年(2020年)は国勢調査(総務省)

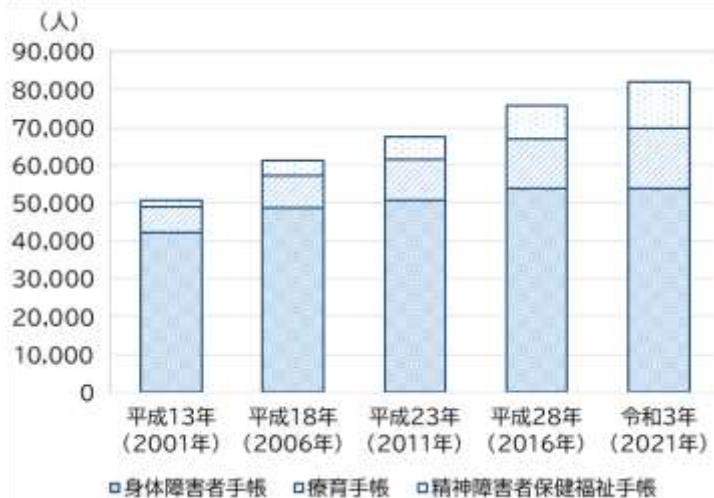
　　令和7年(2025年)以降の滋賀県推計は内閣府の推計値を基に滋賀県で推計値を算出

② 障害者の社会参加の状況

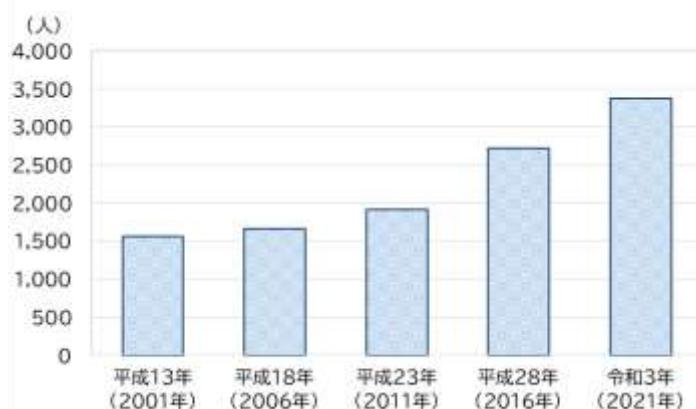
令和3年度末時点において、県内の身体障害者手帳所持者数は 53,802 人、療育手帳所持者数は 15,814 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 12,278 人となっています。

また、滋賀県内にある民間企業(43.5 人以上規模の企業 928 社:法定雇用率 2.3%)に雇用されている障害者の数は、令和 4 年(2022年)6 月 1 日時点において、3,620.5 人で、13 年連続で過去最高となっています。障害者の自立や社会参加が進み、施設の整備などハード面の環境整備とあわせて、障害のある人に配慮した情報提供や理解の促進など、ソフト面においても、障害者が社会参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

滋賀県内各障害関係手帳所持者数⁵



滋賀県内一般の民間企業における障害者雇用状況の推移⁶



⁵ 出典:身体障害者手帳所持者数および療育手帳所持者数は各年度の福祉行政報告例、精神障害者保健福祉手帳所持者数は各年度の精神衛生報告例(各年3月末現在)

⁶ 滋賀労働局集計をもとに滋賀県作成(各年6月1日現在)

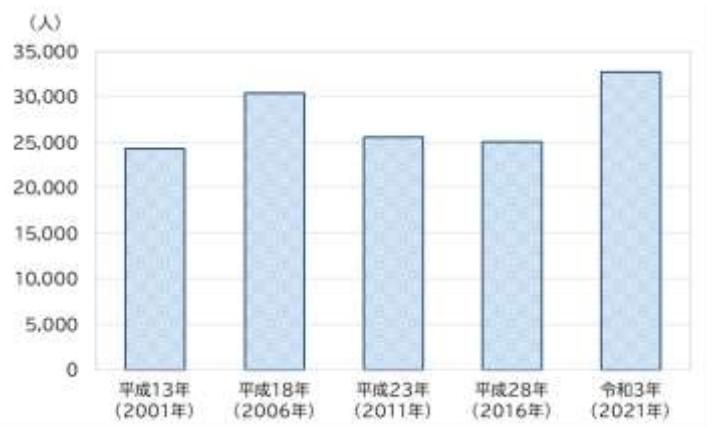
③ 国際化の進展

滋賀県の外国人人口は、平成 26 年(2014 年)以降、概ね増加傾向にあり、令和 4 年(2022年)12月末時点で 36,158 人となっています。国籍別では、**108 の国・地域**となり、多国籍化が進展しています。⁷平成 26 年(2014 年)以降、東南アジア地域出身の技能実習生を中心に、外国人人口が増加し、国籍の構成も変化してきています。また、平成 31 年(2019 年)4月には、**出入国管理及び難民認定法**が改正され、新たに創設された在留資格「特定技能」による外国人の受け入れが開始されました。

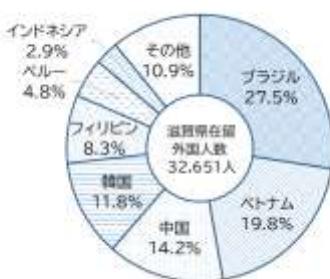
令和4年(2022年)10月末現在において、県内の外国人雇用者数は23,096人、外国人を雇用する事業所数は、2,576 事業所となり、いずれも過去最高を更新しています。⁸

今後、更なる多国籍化の進展や多様な外国人住民の滞在の長期化・定住化が進むものと考えられており、滋賀県で暮らすすべての人が、国籍や民族などの違いに関わらず、同じ地域で一緒に生活する一員として生活していくためには、多様な言葉や文化、風習、価値観などを理解し合い、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる地域社会となっていくことが望まれます。

滋賀県内の外国人人口の推移⁹



滋賀県内外国人人口の割合¹⁰



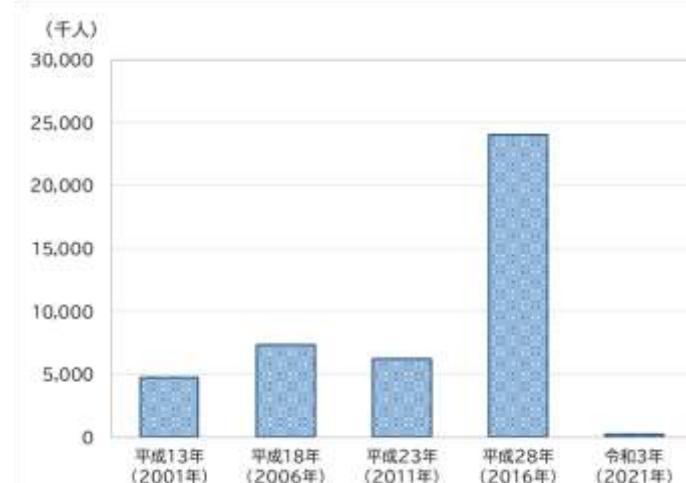
⁷ 出典：住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課（令和4年12月末現在）

⁸ 出典：厚生労働省滋賀労働局発表資料

⁹ 出典：住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課（各年12月末現在）

¹⁰ 出典：住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課（令和4年12月末現在）

訪日外国人旅行者数の推移¹¹



④ その他

令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的なパンデミックとなり、経済活動をはじめ、私たちの日々の暮らしや働き方、価値観に及ぶまで大きな影響を与えました。また、様々な理由でマスク着用が難しい方に対する理解の不足によって日常生活が送りづらくなるなどの影響を与えるとともに、様々な生活上の困難を抱える人たちへの生活支援のあり方等の課題が浮き彫りになりました。

また、ICT(情報通信技術)の普及は着実に進んでおり、本県におけるインターネット利用率は9割を超えていました¹²。近年は、だれでも情報を発信することができるソーシャルメディアの利用が拡大しており、身近な情報伝達手段として浸透しつつあります。こうしたICTの進展によって利便性が高まる中、最新のICTを活用しつつ、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備が求められます。

また、LGBT等についての理解や、トイレなどの利用にあたっての環境整備が求められるようになってきています。

性別、年齢、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、だれもがその人らしく活躍できる社会を実現するためには、こうした社会環境の変化を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を推進していくことが今後ますます重要になっていきます。

¹¹ 出典：日本政府観光局(JNTO)「訪日外客統計」より作成

¹² 出典：総務省「通信利用動向調査」

1 4 指針の期間・推進体制

2 ユニバーサルデザイン行動指針については、急速に変化する国際情勢や国内情
3 勢、変化する課題、県民ニーズに対応するため、必要に応じて、5年程度で見直しを
4 行います。

5 また、さまざまな当事者団体で構成する福祉のまちづくり推進会議において、ユニ
6 バーサルデザインに関する県の取組や推進会議参画団体の取組の報告や意見交換
7 を行いながら、ユニバーサルデザインを推進します。

第2章 滋賀が進めるユニバーサルデザイン

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現

～だれもが住みたくなる滋賀のまちづくりをすすめるために～

滋賀県では、ユニバーサルデザインを県政推進の前提となるような基本的な考え方の一つとして位置づけ、次のとおり基本理念を定め、この理念の実現に向けて本指針が掲げる基本方針および基本姿勢は以下のとおりです。

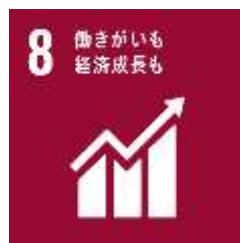
2 基本方針

- (1) だれもが取り組むユニバーサルデザインの推進
- (2) だれもが暮らしやすいまちづくりの推進
- (3) だれもが使いやすいものづくりの推進
- (4) だれもが満足できるサービス・情報の提供の推進

3 基本姿勢

- (1) 多様な人々の違いを認め合い、だれもがその人らしく活躍できる共生社会の実現を目指します。
- (2) 先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた先人たちの精神、障害者福祉施策を大切にするとともに、新しい社会課題に積極的に取り組みます。
- (3) 県民、事業者、民間団体、市町、県の連携と協働による取組を推進します。
- (4) 障害者権利条約で提起された考え方を根底に取組を進めます。
- (5) 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組を進めます。

※ ユニバーサルデザイン推進にかかる取組は、SDGsの17の目標のうち、以下に掲げる目標が主に関係しています。



1
2
3
4
5



みんなで取り組むユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインの考え方の基本となるのは、様々な人の利用や、その使いやすさなどについて、「はじめから」考えて計画、実施することです。また、結果はもちろん大切ですが、それと同時に結果に至るまでの過程、その結果を維持、継続する過程、さらに良いものに改良していく過程での取組そのものも大切にしています。

「はじめから」の発想

ユニバーサルデザインは、事後対応ではなく、「はじめから」考えて、すべての人々が生活、活動しやすい環境づくりを行うものです。

事業を実施するときに、「はじめから」すべての人を想定することにより、高齢者用、障害者用などと利用者を限定するのではなく、様々な人が使いやすいものとすることを可能とします。

また、将来にわたりどのように利用されるか想定して取り組むことにより、環境負荷を低減させることができ、将来にわたって持続可能な社会を次世代へと引き継いでいくことになります。

「終わりなき」取組

ユニバーサルデザインは、はじめから、すべての人が利用可能なように計画、実施するという考え方ですが、そのためにはどのような方策が考えられるのか、それが困難な場合にはどのような代わりの案が考えられるのかなど、目標に向けてより多くの人が参画し、様々な意見を聴きながらより良いものにしていこうという過程やその姿勢が重要です。

また、できあがってしまえばそれで終わりというものではありません。作り上げたものの機能を低下させないよう維持し、さらに改良できないか絶えず考えることが重要です。

第3章 ユニバーサルデザイン推進にあたっての方向性

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

- (1) 継続的な理解促進
- (2) 当事者参画の仕組みづくり
- (3) ひとづくり、学びの場づくり

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

- (1) 利用しやすい施設等
- (2) 移動しやすいまち
- (3) 快適に過ごせる住まい

3 だれもが使いやすいものづくり

- (1) 製品開発
- (2) 製品の利用促進

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

- (1) 利用しやすいサービスの提供
- (2) わかりやすい情報の提供

1 だれもが取り組むユニバーサルデザイン

住み慣れた地域で安心して生活を営むために何より大事なことは、一人ひとりが尊重され、互いを思いやる心を持つことです。

そのためには、「すべての人のため」を目指すユニバーサルデザインの考え方方が広く理解されるとともに、ユニバーサルデザインの推進を中心になって担う人材育成を進めることが大切です。

○これまでの主な取組

- (1) 県内の福祉団体、地域団体など約 120 の関係団体で構成する推進会議における福祉のまちづくり研修会の実施
 - 参加者数：(H28)124 人、(H29)42 人、(H30)82 人
- (2) みんなで進めるユニバーサルデザイン探検隊事業の実施(R 元年度)
 - 施設等訪問：4 施設、事例集発行：1,000 部
- (3) 滋賀県福祉用具センターにおける高齢者疑似体験、車いす体験の研修
 - 参加者数：(H18～R3) 10,296 人
- (4) 福祉学習の推進
 - 福祉学習の実施状況：
 - 小学校 (H28) 77.8% → (R2) 90.8%
 - 中学校 (H28) 73.8% → (R2) 90.3%
- (5) 事業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用の助成事業を実施
 - 助成件数：(R1) 181 件、(R2) 8 件
- (6) 「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に関する職員向け研修の実施による障害者への理解促進
 - 研修参加者数：(R1)452 人、(R2)313 人、(R3)488 人

(1) 継続的な理解促進

○ 現状と課題

- 行動指針の策定から 17 年が経過しましたが、ユニバーサルデザインの理解が十分広がっているとは言えず、ユニバーサルデザインに接する機会を増やし、理解を広めることが必要です。
- 小中学校をはじめ幅広く福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や外国人住民、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう研修等が必要です。

1 ○ 目指す方向

- 2
- 3
- 4 ① 県民一人ひとりによる共生社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインや障害の社会モデルの考え方を様々な方法により広く県民に周知し、理解を広めます。
- 5 ② 外見からは分かりにくい障害など困難を抱えている人への理解促進を図ります。
- 6

7 (2) 当事者参画の仕組みづくり

8

9 ○ 現状と課題

- 10 ○ ユニバーサルデザインの推進にあたっては、市町、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠かせないことから、意見、情報の交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映させる必要があります。

11 ○ 目指す方向

- 12 ① ユニバーサルデザインを進めるために様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みを活用し、常に改良を続けていくという取組に努めます。

1 (3) ひとつくり、学びの場づくり

2

3

○ 現状と課題

- すべての県民が、様々な場でユニバーサルデザインについて、学ぶ機会を持つことができ、またその機会を増やしていくことが必要です。
- 小中学生
- をはじめ幅広く福祉を学ぶための支援が必要です。
- 県職員が障害や外国人住民、性の多様性等に起因する差別解消に主体的に取り組めるよう、引き続き研修等の機会を通じて、周知が必要です。

4

5

○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザインの考え方について、子どものときから生涯を通じて、学校や地域、職場等での学習する環境づくりを進めます。
- ② どの児童・生徒もわかりやすく学習できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を促進します。
- ③ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ環境づくりを進める中で学校におけるユニバーサルデザインの意識の醸成を図ります。
- ④ 施設の設置者、施設の整備に携わる事業者、製造事業者、交通事業者など様々な人を対象にユニバーサルデザインの意識づくりを広げます。
- ⑤ 地域や職場などで、ユニバーサルデザインを推進するリーダーや、NPO をはじめとする民間団体やボランティアなどの育成や活動に参画します。
- ⑥ 率先してユニバーサルデザインに基づく行動を実践できるよう県職員の人材育成を行います。

6

2 だれもが暮らしやすいまちづくり

生活を営むうえで、行動範囲が広がっていくことは、こころ豊な生活につながっています。

あらゆる場面でだれもが自らの意思で自由に行動でき、快適に生活するためには、利用者の視点に立った生活環境の整備や、その機能を維持していくことが必要です。

○ これまでの主な取組

- (1) 公益的施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインに配慮した整備
 - 条例に基づく届出件数：4,749件（H7～R3）
(H29)198件、(H30)206件、(R1)164件、(R2)153件、(R3)155件
- (2) 車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進
 - 車いす優先区画駐車場、思いやり区画駐車場設置状況
車いす優先区画：(H30)368 → (R1)827 → (R2)838 → (R3)1,075
思いやり区画用：(H30)391 → (R1)556 → (R2)577 → (R3)562
- (3) 歩行空間のユニバーサルデザイン化や歩道整備
 - 特定道路におけるバリアフリー化率：(H28)70.3%、(H29) 73.4%、
(H30)75.8%、(R1) 70.3%、(R2)72.9%
- (4) 条例に基づく整備基準等を解説した施設整備マニュアルの作成(H17)
- (5) 交通信号機に視覚障害者用付加装置の機能を付加するなどの改良・高度化、歩車分離信号機の整備
 - 視覚障害者用付加装置の整備：(R3) 6箇所更新
 - 歩車分離信号機への改良：(H30) 1基
- (6) 鉄道駅におけるエレベーター、エスカレーター等の整備に対して、市町に補助を実施
 - 補助実績：(H28～R1)JR 甲南駅、(R2～)JR 石部駅、比良駅
 - 駅バリアフリー化率(乗客1日3千人)：(H28)80.0%、(R2)88.9%、
(R3)90.5%
- (7) バリアフリー法に基づき、市町において策定できる移動円滑化に係る事業を重点的かつ一体的な推進を図る構想
 - バリアフリー基本構想策定状況：策定済 12市町、未策定 7市町
- (8) 公営住宅の建替等における住戸内等のバリアフリー化の推進
 - バリアフリー化実施率： 86%(H28)、88%(H29)、89%(H30)
92.9%(R1)、100%(R2)

1 (1) 利用しやすい施設等

2 ○ 現状と課題

- 新設施設でのユニバーサルデザインは一定進む一方、既存の施設ではだれもが利用することに配慮されていないものもあります。
- 車いす使用者等用駐車場の適正利用と区画設置に向けての事業者への働きかけが必要です。
- 建物や公園、道路などを造る際、様々な利用者の視点が十分に取り入れられずに、設置者や設計者のみの思いで計画、整備された場合が見受けられます。
- 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に定められた整備基準は必要最低限のものであるにもかかわらず、施設の設置者には、それに沿った整備をすれば十分であるという意識が見受けられることがあります。
- 利用者のニーズに応えるためには、施設や設備の整備や維持管理などハード面での対応に加えて、運営の方法や利用案内などのソフト面での対応も重要なという意識が必要です。
- 公共施設や公園、観光地等に加えて、ちょっとした休憩や交流ができる場所といった憩いの空間の整備も考えていく必要があります。
- 本県を何度も訪れたくなる観光地にしていくためには、全ての人にとってストレスなく過ごせる環境を整えていくため、更なる多言語案内、トイレの洋式化、Wi-Fi 整備、バリアフリー化などの受入環境整備を進める必要があります。

3

4 ○ 目指す方向

- ① 多くの人が利用する施設の整備にあたっては、「Nothing about us without us(私たちのことを私たち抜きで決めないで)」という障害者権利条約の理念のもと、計画段階から利用者のニーズ把握や意見交換を行い、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、だれもがより利用しやすい施設となるよう推進します。
- ② 施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、設置者や施設の整備に携わる事業者などに対する意識啓発を行い、施設の機能を維持し、さらに利用しやすい施設に改良していきます。
- ③ 「ひと中心のまちづくり」を目指し、安全、安心で安らぎのあるまちづくりの実現に向けて、また、みんなが憩える空間やそこに至る経路も含めたユニバーサルデザインの導入を進め、まち全体の連続的、一体的な施設整備などを行っていきます。
- ④ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に規定する整備基準への適合だけではなく、より望ましいとする整備基準への適合を目指すための取組を行います。

- ⑤ 公共の交通機関や建物、公園等におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の取組を進めます。
- ⑥ だれもが安全・安心で快適に楽しめる観光地の受入環境整備に取り組みます。

1

2 (2) 移動しやすいまち

3 ○ 現状と課題

- すべての県民、来訪者が地域交通から広域交通まで様々な交通手段を組み合わせ、円滑に移動できる環境の形成が必要です。
- 旅客施設には、階段を利用しないと移動できない、車両も車いすの利用を考慮していないといった構造のものがあります。また、旅客施設からまちへ至る経路も段差があるなど整備が不十分な箇所があります。
- 特定道路について、引き続き、道路整備アクションプログラムに基づき、整備を進めることができます。
- 駅のバリアフリーについて、鉄道事業者によっては、場所的な余裕がないなどの課題があります。

4

5 ○ 目指す方向

- ① 「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」などに定める基準への適合を促進し、個々の施設整備にとどまらず、だれもが安全で快適に移動できる線的、面的基盤の整備を推進します。
- ② だれもが安心して移動しやすいまちづくりを進めるために、公共交通機関や道路等における必要な整備を推進します。
- ③ 国、県、市町等の道路管理者および交通事業者は一層連携して、だれもが円滑に移動できるような交通ネットワーク形成を図ります。
- ④ 様々な場面で利用者の声が反映される機会の確保や参画する仕組みづくりを検討し、だれもが気軽に外出できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域の公共交通、休憩できる場所、公衆トイレ、信号機等の整備を計画的に進めます。また、案内標識や案内表示についても、だれもが簡単に理解できる表示方法や色彩、設置場所などに配慮して整備するよう努めます。
- ⑤ すべての人にとってわかりやすく使いやすい交通の実現に向けた交通施設のユニバーサルデザイン化の促進により、だれもが便利に出発地から目的地まで様々な交通機関を円滑に組み合わせて利用できる、シームレスな(継ぎ目のない)交通体系を構築します。

6

1 (3) 快適に過ごせる住まい

2 ○ 現状と課題

- 障害を負ったり、高齢になって身体能力が低下した場合等に対応した住宅に関する情報や、住宅相談窓口に関する情報を十分周知していく必要があります。
- 滋賀県では全国平均に比べて高齢世帯の持ち家率が高い傾向にあります。しかし、多くの住宅は 建築時期が古く、バリアフリー化されていないなど高齢期に不安を感じる構造となっています。

3 ○ 目指す方向

- ① 「住まい」のユニバーサルデザイン化に関する情報提供を積極的に提供するとともに、住民に身近な相談窓口が有効に活用されるよう努めます。また、住宅のつくり手などには、ユニバーサルデザインについて啓発したり知識を広めます。
- ② 公共賃貸住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進します。

5

3 だれもが使いやすいものづくり

私たちの身の回りには、様々な「もの(=製品)」が存在しています。現在の社会では、ものを使用せずに日常生活をおくことはできません。しかし、ふだん何気なく使用しているものの中には、使い勝手が悪かったり、使い方が複雑であったりといった、利用者が不都合を感じるものも少なくありません。

これからは、利用者の視点に立った、だれもが使いやすいユニバーサルデザインの製品の開発や、その普及を進めていく必要があります。

○これまでの主な取組

- (1) 福祉用具の改造・製作、貸出等
 - 福祉用具の改造・製作状況：(H18～R3) 982 件
 - 福祉用具展示品の試用評価および貸出：(H20～R3) 6,382 件

(1) 製品開発

○ 現状と課題

- ユニバーサルデザインの製品の普及が必要です。
- 福祉用具など、個々の利用者の状態や生活環境に対応する必要がある製品の制作等が必要です。

○ 目指す方向

- ① 利用者の意向を反映し、身体的な特性や障害に関わりなく、だれもが使いやすい「ものづくり」をめざす研究機関や事業者等の取組を促し、開発と普及に努めます。
- ② 事業者に対して、ユニバーサルデザインへの理解と製品開発につながるよう働きかけを行います。
- ③ 地域で暮らす身体障害のある人が、速やかに生活復帰や社会参加を果たし、豊かな生活が送れるよう、福祉用具の普及啓発と補装具の適切な支援への支援をします。

（2）製品の利用促進

○ 現状と課題

- ユニバーサルデザイン製品に対する認知度はまだ低く、需要の把握や供給も十分であるとはいえません。

○ 目指す方向

- ① ユニバーサルデザイン製品についての情報を広く提供していきます。
- ② 率先してユニバーサルデザインの製品の購入、利用に努め、事業者によるユニバーサルデザイン製品の供給を促します。
- ③ 県におけるユニバーサルデザインの公共調達を推進します。

4 だれもが満足できるサービス・情報の提供

住み慣れた地域社会でいきいきと生活できるユニバーサルデザイン社会を実現させるためには、必要な情報がいつでも、どこでも、簡単に手に入るとともに、だれでもサービスを利用できることが大切です。

特に、日常生活に密着した行政情報については、だれにでもわかりやすい表現や方法により提供されることが望まれます。

○これまでの主な取組

- (1) 外見から分からなくても配慮を必要とするなどを知らせるヘルプマークの普及啓発
 - 配布数 (H29) 1,978 個、(H30) 3,186 個、(R1) 3,195 個、(R2) 2,700 個
- (2) 障害当事者による県内施設のバリアフリー調査を実施し、調査結果をとりまとめたホームページを開設(R2)
 - 調査施設数：公共交通機関 122 駅、宿泊施設 70 施設
- (3) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣
 - 派遣回数：(H28) 10,928 回、(H29) 8,406 回、(H30) 8,542 回、
(R1) 8,810 回、(R2) 6,290 回、(R3) 7,540 回
- (4) 点字版・音声版発行など、県広報のユニバーサルデザイン化
 - 滋賀プラスワン※1回の発行部数。年6回発行
 - 音声版広報誌発行部数：(R1) 271 部、(R2) 268 部、(R3) 264 部
 - 点字版広報誌発行部数：(R1) 165 部、(R2) 163 部、(R3) 155 部
 - 滋賀県議会だより※1回の発行部数。年5回発行
 - 音声版発行部数：(R1) 235 部、(R2) 233 部、(R3) 227 部
 - 点字版発行部数：(R1) 159 部、(R2) 157 部、(R3) 153 部

(1) だれもが利用しやすいサービスの提供

○ 現状と課題

- 質の高い県民サービスを行う県庁の確立を目指し、引き続き県庁を挙げて率先行動に取り組むことが求められています。
- 民間においても、ユニバーサルデザインに対する理解を深め、すべての人の利用に配慮したサービス提供を行うことが求められています。
- 平成 29 年度から導入しているヘルプマークの配布により認知が拡大しています。

1

○ 目指す方向

- ① 利用者の特性や違いに対応したコミュニケーション手段を取り、また、他の部署や機関と連携しながら、多様できめ細かなサービスの提供に努めます。
- ② 行政、事業者側における積極的な情報公開、情報提供を進めます。
- ③ だれもが等しく文化芸術やスポーツに親しめるよう、環境の整備等に取り組みます。

2

3

4

(2) わかりやすい情報の提供

5

○ 現状と課題

- 障害特性や言語に配慮した手段での提供がされることにより、社会制度や行政に関する情報などの取得がしにくい状況があります。
- 高齢者や障害者、外国人など様々な利用者にとって、必要な情報をわかる形で提供することが必要です。
- 意思疎通支援が円滑に実施されるよう、意思疎通支援者の養成および人材確保が必要です。

6

7

○ 目指す方向

- ① 利用者から求められている情報の把握に努め、ニーズに合った情報を、正確に、わかりやすく、様々な媒体を活用して提供するよう努めます。
- ② 公共空間における表示等について、よりわかりやすく、だれにとってもやさしいデザインの導入を進めます。
- ③ ICTを活用した情報発信を進めるなど、様々な利用者が迅速かつ的確に情報を得られる環境整備を進めます。
- ④ 非常災害時に、高齢者や障害者、外国人など、だれもが的確に行動し、安全を確保できるように配慮した防災情報の提供、防災訓練の実施や参加の促進をはじめとした防災体制の整備に努めます。
- ⑤ イベントや会議等において、合理的配慮の提供の考え方に基づき、だれもが参加できる環境整備を推進します。
- ⑥ 情報発信や申請手続き等について、よりわかりやすく、だれもが利用できるよう、アクセシビリティ（利用しやすさ）を高めます。

8

第4章 ユニバーサルデザイン推進にあたってのさまざまな主体の役割

ユニバーサルデザイン社会を実現するためには、県民の日常生活をはじめ、経済活動や社会システムなどすべてにおいて、ユニバーサルデザインの考え方が浸透し、様々な営みに反映される必要があります。

この考え方は、結果だけでなく、目標に向かって多くの人が参加し、できる限り良いものにしていこうとする過程や、その姿勢が重視されています。

また、障害当事者をはじめとした様々な人による評価を行い、だれもがより利用しやすいものを目指して、絶えず必要な改良を続けていくという継続性も大切です。

ユニバーサルデザインの取組を進めていくにあたっては、常にこれらのことと念頭に置き、県、市町、県民、事業者、民間団体などが自らの役割を認識したうえで、互いに連携、協働して、主体的、積極的に取り組み、県全体のこととして広げていくことが重要です。

1 県の役割

県は、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」を基本に福祉のまちづくりに取り組むほか、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、より広い施策について、各組織が連携して、率先して取組を進めます。

推進にあたっては、市町、県民、事業者、民間団体の理解と主体的な活動が欠かせないことから、様々な普及活動や取組を行うとともに、意見、情報の交換の機会を設けてより多くの方々の意見を反映させていきます。

また、調査、研究などにより情報収集を行うとともに、**広報誌やホームページの活用、フォーラムの開催などを通じて、県民への情報提供に努めます。**

さらに、学校教育をはじめとしたさまざまな学習の場を通じて、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ機会を設けるとともに、研修会の開催などにより、様々な業種や職種の方を対象にする意識啓発に努めます。

国に対しては、様々な面からユニバーサルデザインの推進について働きかけます。

2 市町に期待される役割

市町は、住民の積極的な参画を得て、ユニバーサルデザインの考え方や、この指針の趣旨および内容を踏まえ、国や県、事業者、民間団体などと連携しながら、主体的にまちづくり、教育、交通などの様々な分野において施策を展開することが期待されます。

施策の推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を導入し、ユニバーサルデザインの推進に関する指針や、バリアフリー法に基づく基本構想をはじめ、まちづくりに関する基本計画を策定することなどが期待されます。

1 また、住民にいろいろな機会や手段を通じて啓発を図ることや、学校教育をはじめ
2 とした様々な学習の場において理解を深める場を設けることなど、だれもがユニバー
3 サルデザインについて知り、学ぶ機会を提供することが期待されます。

4

5 3 県民に期待される役割

6 ユニバーサルデザインの推進にあたって何より大切なことは、県民一人ひとりが、年
7 齢、性別、病気・障害の有無、国籍などにかかわらず、お互いの個性や違いを理解し、
8 認め合い、尊重する意識を持つことです。このため、子どものときから、それぞれの家
9 庭や地域において、いつも相手の立場に立って考える気持ちを育てることが必要で
10 す。

11 こうした心を持つことによって、高齢者や障害者等の行動の妨げとなることを行わ
12 ないことはもとより、困っている人に積極的に手を差し伸べることなどを当然のことと
13 して行うようになることが期待されます。

14 また、ユニバーサルデザインを効果的に推進するには、県民が理解を深め、行政や
15 事業者、民間団体などが行う取組に協力するとともに、その取組の問題点や改善点
16 について積極的に意見、提言を行い、取組を評価、支持することが重要です。

17 このため、県民一人ひとりが自ら、施設、製品、サービスなどの使いやすさを点検す
18 ることにより、暮らしの中にユニバーサルデザインの視点を取り入れ、身近なことから
19 主体的に行動していくことが期待されます。

20

21 4 事業者に期待される役割

22 事業者は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、多様な利用者のニーズを踏ま
23 えた施設整備や製品開発、サービスの提供などに積極的に取り組むことが期待され
24 ます。そのためには、事業所内や業界内において、ユニバーサルデザインの考え方の
25 普及啓発、リーダーの育成など、具体的な取組が望まれます。

26 事業にあたっては、企画立案の段階から、またできあがった後も、できるだけ多くの
27 利用者から意見を聴き、反映させるという仕組みづくりを進めることが期待されま
28 す。

29 さらに、利用者、他の事業者、民間団体、大学、行政などと交流、連携して、ユニバ
30 サルデザイン推進に関する民間活動の中心的な役割を果たしていくことが期待さ
31 れます。

32

33 5 民間団体に期待される役割

34 様々な分野で市民が自発的に社会貢献活動などを行うNPOなどの民間団体は、

1 県民のニーズが多様化、高度化する現在にあって、ユニバーサルデザイン社会を支
2 える重要な担い手です。民間団体には、ユニバーサルデザインの普及、行政や事業
3 者、他の民間団体などとの連携、ネットワーク化など、ユニバーサルデザインを推進す
4 るためのより積極的な活動が期待されます。

5 また、民間団体の立場から、行政や事業者などの取組に対して積極的に協力するこ
6 と、より良い取り組みへの提案を行うこと、また自ら実践することが期待されます

7